

令和3年度第1回市川市景観審議会

日 時：令和3年8月26日（木）14時00分～16時00分
場 所：市川市役所第1庁舎 第2委員会室
オンライン会議により開催

○事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議とさせていただいております。

進行を担当させていただきます、街づくり計画課の林と申します。よろしく願いいたします。

それでは本日の資料の確認をさせていただきます。

案件数は審議事項1件、諮問事項1件、報告事項1件の計3件となっております。

資料は事前に郵送させていただいておりますが、おそろいでしょうか。なお、追加資料として、国府台公園野球場再整備事業につきまして、5ページ目、防球ネット入り立面図が追加となっており、本日の朝、皆様にメールで送らせていただきました。

また、後程画面でも、その図面をご紹介しますとさせていただきます。

次に、本日の出席委員数のご報告等をさせていただきます。

本日は、全員の委員の方がご出席ですので、市川市景観条例第38条第2項に定める定足数に達しており、会議の開催が成立しております。

また、本市では、現在、新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、会議当日の市民等の傍聴を中止とさせていただいております。

このため、市民等への会議公開は議事録、会議概要を市公式ウェブサイト等に速やかに掲載することとしております。

次に、オンライン会議についてご案内させていただきます。

1点目として、市のオンライン会議の開催に関する指針に基づき、個人情報等の非公開情報は画面に映すことや、発言に含んではならないとされております。

2点目として、発言の音量についてでございます。大きめの声でお願いできればと思います。

また、聞き取りづらい等ございましたら、その場でご指摘をお願いいたします。

3点目として、意思表示についてでございます。質疑がある場合や、同意の意思表示は、図の下にあります、リアクションボタンから「手を挙げる」機能で、挙手をお願いしたいと思います。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、木下会長、よろしく願いいたします。

○木下会長

それでは次第の1番目に入りたいと思います。

国府台公園野球場再整備事業について、ご説明をお願いします。

○スポーツ課

文化スポーツ部、スポーツ課課長の長島と申します。よろしく願いします。

国府台公園再整備事業における野球場の整備について、ご説明いたします。

本案件の審議事項といたしましては、野球場の外観・色彩の計画内容でございます。

本日、着色した立面図をご用意させていただきましたので、ご意見、ご提案をよろしくお願いたします。なお、本案件につきましては、令和元年11月25日に開催されました、令和元年度第2回市川市景観審議会にて一度お諮りさせていただきましたが、昨年度に新型コロナウイルスに要する財源確保の観点から、本野球場整備の予算が見直され、改めて設計することとなりました。現在は、昨年12月に設計・施工のプロポーザル方式で契約しました、佐藤工業株式会社と株式会社佐藤総合計画の共同企業体が、感染症等対策を踏まえた施設計画も含めて、設計の見直しを行っているところでございます。

それでは、野球場再整備の概要についてご説明いたします。1ページ目をご覧ください。対象施設である国府台公園野球場は、国府台1丁目6番4号、市川市スポーツセンター内に位置しております。変更後の計画内容といたしましては、敷地面積は変わらず 約19,250㎡、建築面積は約3,300㎡から約2,200㎡に縮小し、鉄筋コンクリート造の3階建て建築物として設計業務を進めております。スタンド1階には前設計同様に本部席や放送室、トイレ、更衣室等の諸室を規模縮小し配置しており、2階・3階の観覧席数は約3,000席から約1,800席程度に縮小するなどコスト縮減を踏まえた見直しをしております。建築物の高さとしては、最高高さ約15m、その周囲に最大高さ約40mの防球ネットを設置する計画としております。

資料右側、上段に航空写真、下段に位置図を示しております。今回の整備範囲としましては、野球場及びその周辺敷地となります。続いて、本事業の目的でございますが、既存の野球場は、建築から70年近くが経過する古い施設であり、老朽化が著しい点や、防球ネットを超えたボールが飛び出すなど、安全性に欠く点、またトイレや更衣室など付帯施設や設備等の機能不足が顕著であることから、これらを含めた全体の利用環境と機能向上を図ることを目的として再整備を実施するものでございます。

次に、用途地域の景観計画区域の区分といたしましては、「自然と歴史の住宅地ゾーン」・「幹線道路沿道ゾーン」に位置付けられるものでございます。次に整備コンセプトについて、でございます。以前は都市公園として、緑豊かな景観や歴史的な地域特性を踏まえ、自然を活かした造りや、レトロな外観としてレンガ調の建築とするなど、より良い外観デザインとし、市民に親しまれる球場とすることとしておりましたが、今回計画では外周にスポーツコリドーと銘打った回廊を整備するとともに、野球場の未使用時にも公園施設として、本施設を利用できるようにするなど、公園施設として活用できる施設計画とすることにより、周辺環境と調和し市民に親しまれる球場を目指しております。また、選手・施設管理者・観覧者の動線分離や電気等スイッチのセンサー化等の非接触機器の活用により感染症対策が講じられた、安全・安心な施設計画としております。事業のスケジュールでございますが、基本設計の見直しについては、今年11月に完了予定であり、引き続き実施設計に着手する予定でございます。本件は工期短縮や費用削減等を目的に、設計業務と施工業務等を一括発注しており、佐藤工業株式会社と株式会社佐藤総合計画の共同企業体を契約相手としておりますので、設計完了後すぐに施工を開始し、令和5年3月に完了予定としております。

2ページ目をご覧ください。

計画地の現地写真でございます。野球場の位置は資料右側の⑦の写真に示すとおりでございます。現在は解体工事を行っており、本部席等躯体の撤去は完了し、周辺樹木の撤去に着手しており、引き続き防球ネットの解体に進むところでございます。

3ページ目をご覧ください。

こちらは、公園再整備後の土地利用計画図でございます。公園全体の将来像を示したもので、全体の整備期間を10年以上の計画として見込んでおります。審査案件である野球場の再整備にあたっては、赤字で表記のある野球場、メインスタンド、1塁・3塁側スタン

ド、スコアボード、防球ネット、夜間照明に加えて、野球場周囲のジョギング・ウォーキングコース、必要に応じ、野球場前広場や駐車場の一部を整備する計画としております。公園全体の将来計画といたしましては、スポーツ施設以外の部分について、オープンスペースや広場、緑地の整備を行い、緑豊かな自然に囲まれた魅力的な公園となるよう整備を進めていくこととしております。

4ページ目をご覧ください。

こちらが、現在、設計を進めている野球場の外観をお示したものでございます。上段が野球場を北側から見たもので、下段が東側から見た図でございます。前設計の特徴的な部分でありましたレンガ調タイル張り仕上げのファサードについてはコスト縮減の観点から廃止し、外壁、柱含め外観全体をコンクリート打ち放し仕上げのフッ素樹脂クリアー塗装としております。メインスタンド中央部には光触媒コーティング膜材のスタンド屋根を設ける予定でございます。そのほか照明灯、防球ネット柱といった工作物についても同様のコンクリート打ち放し仕上げのフッ素樹脂クリアー塗装としております。防球ネットについては、高校野球連盟や市川野球連盟の意見を聞きながら、ボールが見やすく安全にプレーできるもの、周辺に溶け込むオーソドックスな色彩を検討しております。これら防球ネットを配置した図面が5ページ目となります。そのほかの塗装も含めて、基準値内の色相・明度・彩度により計画しております。

事業の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木下会長

はい、ありがとうございます。

それでは今ご説明いただいた国府台公園野球場再整備事業について、ご質問ご意見等ありましたら挙手をリアクションでお願いします。

志村副会長、お願いします。

○志村委員

まず、お聞きしたいのですけれども、前回、令和元年の時に発言をしたのですが既存樹木が結構あるわけですよ。今回、規模を縮小したので、既存樹木をできるだけ残すべきじゃないのかと。やっぱりこの国府台の土地の位置付けとして。そういう話をしたのですけれども、ちょっと図面を見ると、スポーツコリドーが回る関係ですかね。既存樹木が、規模を縮小した割には残らないのではないかと思います。どういう状況なのでしょう。

○スポーツ課

規模は縮小いたしました。野球場としての機能、距離等は必要でございまして、平面的には、規模設計を見直しても、小さくなるものではございません。そのため、既存樹木で、もともと野球場に接しているような樹木に関しましては、今回の工事で伐採の必要がございます。なお、樹木を切る前に保存樹木等の台帳を調べまして、そこに載っていて保存しなければならないものはございませんでしたので、着手をしているところでございます。

○志村委員

令和元年の時に、既存樹木をできるだけ残すといいのではないかと。例えば、現状の写真がありますよね。2ページで例えば⑧の写真ですけども、ちょうど正面入口から入った所に結構樹木がありますよね。この辺りがおそらく図面を見ると、全部伐採されるんじゃないかと思えます。また、先ほど、残すべきものは無かったというお話をされたのですけ

れども、残すべきではないのかなと思うのですが、どう判断されたのでしょうか。

○スポーツ課

今おっしゃっていただいた平面図⑧の写真が、3ページ目でいうと公園入口入ってすぐの、スタンド観客席ができるところでございます。樹木につきましては、設計、施工上伐採の必要性の検討や、既存樹木の種類種別を調べました。実際には既存樹木が新設の建物に当たってしまうため、⑧の写真で写っているこの樹木の箇所は、撤去させていただく予定でございます。

○木下会長

撤去ってのというのは伐採してしまう、移植はしないってということですか。

○スポーツ課

はい。移植場所も含めて検討はしたのですが、時期等も含めて、移植ではなく伐採をさせていただきますこととしております。

○木下会長

前からの議論ですけど、全体の樹木の配置ですね。どれが保存樹木に該当するかという観点。残すべきもの、伐採してもいいものがあるって、それで計画で伐採するという場合は、どれがそうか、また移植するものは全くないということなら保存に該当しない場合、全部該当しないのか。そうするとまた全体の樹木が減る。それに対して、公園と言っているからにはやっぱり樹木を新しく植栽する計画がちゃんと示されている必要があるかと思うのです。途中でですけど重要な質問なので介入しました。

○スポーツ課

3ページ目平面図のとおり、南側にはスタンド等建築物がかからない場所がございます。防球ネットの位置によっては支障となるものもございますが、外野の方、今回のスタジアムに支障のない樹木については、当然残すものと考えており、今まさに設計中なのですけれども、その精査をしているところでございます。また、今、木下先生おっしゃっていただきましたが、公園全体としては、都市公園でございますので、野球場で失った分、あるいはそれ以上の樹木の植樹については、公園全体で基本設計実施設計に入る予定でございます。周回路も含めて植樹等検討をしていく予定でございます。

○木下会長

そういうのも示されるということですね。

○スポーツ課

はい。工事の次の段階になりますけれども、設計に入りそれを実施する予定でございます。

○木下会長

志村副会長どうですか。

○志村委員

まずは令和元年の時に、既存樹木に対して意見を言ったわけなので、それをどのように受けとめてどう対処したのかということが説明の中になくは駄目ですよ。説明がないってことはすでにそれがもう駄目なのだと思います。どれだけ既存樹木を残すか、あと緑

化についても、今回のコンセプト、スポーツコリドーというのは悪くはないと思うのですが、例えば先ほどの⑧番の写真のところも、西側の辺りも、そのコリドーのランニングコースらしきものがあるのですけれども、場合によっては、やっぱり公園の中なので、そんなに車も走らないわけですよね。シェアスペースで、道路部分をランナーが走って、コリドーと言っているところに樹木を植えてもいいのではないのかなと思うのです。今日も非常に暑いですが、やっぱり暑い日、こんな樹木もなくて木陰もないのだったら、誰も走らないのではないかと思うのです。やっぱり気持ちがいいところを走りたいと思うのです。空間を自動車とランナーがシェアするっていう考え方も、世界的には広まってきているので、おかしいことではないと思います。ですので、今回の工事範囲で樹木をどうするのかということをごちゃんと示すべきだと思います。

○スポーツ課

以前よりこの国府台公園スポーツセンターは、車と歩行者が輻輳するような危険な状況であり、駐車場を北側に持って行って分離をすることとしております。私どもが工事現場に行くときも、木陰に入って立ち会い打ち合わせをすることもあり、木陰の重要さは十分承知しております。平面的にはウォーキングコースは舗装になっておりますが、樹木は積極的に植えることはできると思います。どうしても、野球場の平面的に支障のある既存の樹木は伐採させていただきますが、公園全体としてのウォーキングコースあるいは広場に関して、積極的に失った分の樹木を植えていきたいと考えております。

○木下会長

前回の会議の時、樹木のことが出ていたわけなので、公園計画まで待たずして、現況がどうなって、それが重要な樹木かとか、どれだけ伐採されるかとか、次の公園計画にかかるまでの過程としてもそういう現況が説明されてしかるべきかと思ったので、その資料は後でまた今日は間に合わなかった部分を提示いただければと思います。

○スポーツ課

はい、承知いたしました。伐採した樹木の種類、高さも含めて表にしてその分はどこに植樹するというものが分かる資料を用意させていただきます。

○志村委員

やっぱり南側の道路のところも、テニスコート・多目的コートに行くような道のところも、別にここにランニングコースを作らなくても、車とランナーのシェアでどうにかなると思いますし、あと東側の中央広場のところも、広場というぐらいなので、コースをわざわざここに作らなくても、広場の中を別に走ればいいわけなので、コースを作るよりかは樹木を植えた方がいいと思いますので、全体的によく検討していただければと思います。

○スポーツ課

はい。

○木下会長

次、後藤委員お願いします。

○後藤委員

ご説明ありがとうございました。今の既存樹木の話は私もとても重要な観点だと思うのでぜひ答えをいただければと思います。

私からは、これからの話で細かいところなのですが二つあって、一つは、ただ今

日の図面で示されていないだけかもしれないのですが、ジョギング・ウォーキングってちょっと景観が微妙なところではありますが、ベンチというか座るところとか滞在する場所みたいなところがよくわからないので、そういうのも、よく考え、考慮して設計されて欲しいと思っています。野球を観戦し終わった後に、いろいろ滞留したりするシーンはよくあるかと思うので、あと公園としての利用される場合も、座る空間とか大事だと思うので、検討をお願いします。

もう一つは、サイン計画について、これからだと思うのですが、非常に景観としては重要な観点ですし、この球場のイメージを左右するものかと思っておりますので、ぜひ素敵なデザインでお願いできればと思います。

○スポーツ課

現在着手しているものは、繰り返しになりますが野球場の整備ではございますが、この後、周辺整備、植樹も含めて整備する予定でございます。公園であるということで、大人だけじゃなく、子供ですとかお年寄りの方もお越しになります。ジョギングだけでなく、少し休憩スペースとして、ベンチ、あるいは、先ほど少し申し上げたのですが、野球場を利用してないときでも外扉から野球場のトイレ等は活用できるようにと考えてございますので、ジョギング・ウォーキング等のスポーツだけではなく、遊びに来た方がゆっくりできるスペース、ベンチも含めて配置して参りたいと考えます。それとサインに関しましてもありがとうございます。これもまさに野球場として必要なサインはさておきまして、公園全体を今後整備する予定でございます。先ほど申し上げたこの設計には、コロナに対する非接触であるとか、今後の野球場の運用の仕方を考えますと、カメラをつけたり、Wi-Fiをつけたりということで、情報量は多くなります。サインもこの場所に適したものを配置して参りたいと考えます。

○木下会長

よろしいでしょうか。では永田委員、お願いします。

○永田委員

ネットそのものの色は決まっていますか。

○スポーツ課

ずばりグリーン系やシルバー系にするというのは決定していません。利用する方が安全にプレーできるものということでスタンダードなものを考えております。5ページ目、追加資料に、引き出しで書かせていただいたのですが、現在は、グリーン系と書いております。緑色を意識したもので検討しておりますが、最終的に決定はしておりません。プレーをする団体にもヒアリングをして確定していきたいと思っております。

○永田委員。

できるだけ、薄い色というか、ほとんど無彩色で彩色されるような野球場ですので、無彩色に近いような感じで、耐候性の良いものがあれば、お使いになったらいいかなと思います。

○スポーツ課

ありがとうございます。当初、設計者もまさにシルバー系、防球ネットの高さが35メートルから40メートルで圧迫するようなイメージもございますので、無彩色に近いものを提案してきました。ただ一方では、野球場としての機能更新は、当然第一目標でもありますので、ヒアリングもしまして決めていきたいと思っております。今の意見を反映させて決めてい

きたいと思います。

○木下会長

はい、よろしいですか。

その他ご意見ご質問はありませんでしょうか。山田委員、お願いします。

○山田委員

4ページ目、立面図の方で、北側立面図の両サイドにスロープのようなものが見られます。東側立面図の真ん中ほどにもスロープのようになっています。ということは、3ページ目平面図の中にはスロープは出てないのですが、これは外部からスロープを通過して、例えばスタンドとか、外野席の方に人が自由に入れるようなスロープなのでしょうというのが一つ。それから外野席の方が、立面図だとそうですね高さが1メートル50センチぐらいの高さになっています。何となく外野っていうと勾配があって、芝生があるようなイメージですけども、今回のこの野球場の外野席の方は、どのようなものになるのでしょうか。あと、スコアボードが平面図にはありますけども立面図にはないのですが、どのぐらいの高さになるのでしょうか。

○スポーツ課

今、3ページ目、計画平面図を拡大し表示いたしました。先生がおっしゃられたスロープは、夜間照明と書いてあるところでございます。こちらが、3塁側のスロープで、1塁側にもスロープを外野と内野のスタンドの間に設ける予定でございます。それと立面図で言う外野の席でございます。今、4ページ、5ページ目の、下図左側の緑のところ、これも東側から見た図面でございます、外野席は、これより左側でございます。外野スタンドが今映ってないんですけども、内野の壁からスロープにつながり、外野スタンドになります。外野スタンドは今先生がおっしゃられた通り少し斜めになった芝生のスタンドを検討しております。最後にバックスクリーンの図面ですが、立面図には記載はしてございません。先ほど申し上げた外野席までを映してないものになりますもので、資料でいうと、4ページ目下図の左側に外野がきまして、スコアボードやスクリーンが配置される予定でございます。バックスクリーンの大きさですが、スコアボード一体型で高さが14から15メートルのものを配置する予定でございます。

○木下会長

その他ご質問ご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

私の方からちょっと、最初に志村副会長からお話があったように、樹木などのことも含め公園計画がこれからっていうのは、建物だけ先に考えて公園は後っていうのがですね。景観も公園などもランドスケープと言って、本当は一体的に考えるべきことで、それがどちらかという建物中心になっている。予算が削減されて、それはそこで成り立つかっていうか金がかかる方に主眼が行くとしても、しかし、ここは公園と言うならば、そのコンセプトから、そして、野球場やその陸上競技場も含めて、スポーツ公園と言うならば、公園として人々がどんな使い方をするか、できるのかとか、そのあたりがちゃんと方針に書かれているべきかと考える。だから、例えば、ジョギング・ウォーキングコースなんか、志村副会長が言ったように、樹木を伐採するというのは、熱中症や異常気象で大変な時代になっているので木陰をジョギングしたりとか、歩車共存、樹木、木陰の中で車はスピードをゆるめ共存するようなあり方とかさぐるべきかと。途中途中では先ほど休むところがありましたが、場合によって市川は健康都市と言っているんで、健康器具とかも含めながら、何か健康づくりも楽しめるようなこととかですね。もっと公園としてちゃんと考

えることがあって、そういう中にこの野球場ということが、本当ならしかるべきプロセスじゃないかなと思ったのです。ちょっと後回しになっている回答だったので、そこが気になるところでありますので、方針も、理念もコンセプトも聞きかかったところでありますが、ちょっと余計な注文付けみたいな感じですが、気になった点をコメントさせていただきました。以上で、総括にしたいと思います。

先ほどの樹木の現況などは後で出していただけたらと思います。そのような付帯条件をつけて、一応これで審議を終えたということによろしいでしょうか。いくつか宿題がありますが条件付で認めていただいたということにさせてもらえたらと思います。以上で、1号議案の審議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次は議案第2号、諮問事項のいしかわ西洋館倶楽部屋根の色彩について、審議したいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

○街づくり計画課

街づくり計画課長の中原です。よろしくお願いたします。

議案第2号について説明いたします。

はじめに、資料1ページの左上に記載しておりますが、経緯についてでございます。本建築物につきましては、昨年度の景観賞に応募がなされたものの、その後の調査において、平成29年に行った改修時、景観法に基づく届出が出されていなかったことから、選考対象から見送っております。

また、本建築物の屋根の色彩については、景観計画の色彩基準外のものが使用されている可能性が高いこと、所有者から改修に際しては、従前と同じ色彩で行った旨の申し出があったこと、さらに、本建築物は、国の登録有形文化財にも指定されている歴史的建造物であること。これらのことから、昨年度、この取り扱いについて、本審議会に相談させていただいたところでございます。

本日は、昨年度の審議会後、改めて所有者のヒアリング及び現地確認を行った結果を踏まえまして、市川市、景観計画の色彩基準適合していない本建築物の屋根の色彩について、良好な景観形成に資するものとして、市長が、市川市景観審議会の意見を聞いて、あらかじめ認めた場合を準用し適合しているものとみなすことについて諮問させていただくものです。

それでは、資料1ページ左下をご覧ください。

まず、建築物の概要になりますが、当該建築物は、市川市新田5丁目に位置しております。

用途地域は近隣商業地域、景観計画におけるゾーン区分、及び色彩基準については、駅前商業地ゾーン、商業系の色彩基準となっております。

昭和初期にゲストハウスとして建築された洋館であり、構造は、木造三階、スレート葺、建築面積約146平方メートル、また、歴史的価値のある建造物として、平成11年7月8日に、国の登録有形文化財へ登録されております。

なお、現在は、歴史的建築物の保存活用を検討した結果、様々な人に見てもらえることが重要であるという所有者の思いから、音楽ホールにおいて、ギャラリー展示やコンサート開催など、25年に渡り地域に開放する活動を行っております。

次に、ヒアリング及び現地確認の結果になります。

所有者本人とのヒアリングでは、直近の修繕履歴としまして、平成29年に、外壁、屋根等の塗装を行っておりますが、色彩については、建築当初の色にできる限り近づけるよう行っているとのことです。

また、平成7年頃に、屋根の瓦葺きに破損、雨漏り等が生じたため、建物本体の安全性等を考慮し、スレート葺にしたとのことです。

なお、昭和初期の建築物であることから、建築当時の色彩を示す資料が残っておらず、写真についても、白黒のものしかないとのことです。

現地の確認につきましては、建築当時の外壁や過去の色彩が確認できる写真や資料は残っておりませんが、景観法施行後に行われた平成29年の塗装に関しては、写真や画像において色彩が確認できており、現在と同じ色彩であったと判断できます。

また、景観法の施行前に行った屋根の改修に関しては、あくまで参考となりますが、当時の瓦の一部が残っていたことから、この瓦から建築時の近似値のマンセル値を出しております。

資料1ページ右側中央に、現在の状況と改修前のマンセル値等の比較をお示ししております。

まず一番左の屋根につきましては、以前は、自然素材の和瓦を使用していたことから、基準に適合しておりましたが、平成7年頃のスレート葺とした際に、和瓦の色彩にできる限り近づけるよう行っておりますが、自然素材ではないことから、景観計画の色彩基準に適合していない状態となっております。

次に、破風につきましては、改修前後とも、景観計画の色彩基準外ではありますが、使用面積が20%以下であることから、基準に適合しています。

最後に、外壁につきましては、改修前後ともに、景観計画の色彩基準に適合していません。

続きまして、これらヒアリング及び現地確認の結果を踏まえた本市としての考え方、対応について、資料2ページをご覧ください。

まず、景観法に基づく届出についてです。市川市景観計画において、届出対象としている行為は、特定中高層建築物または延べ面積1500平方メートルを超える建築物の、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更で、当該建築、当該修繕等に係る部分の見付面積が1000平方メートルを超えるもの、または修繕にかかるいずれかの面で、当該につけ面積の2分の1を超えるものとしております。

平成29年に行いました改修については、先ほど説明した通り、従前と同じ色彩での修繕ということから、景観法に基づく届出は不要の行為であり、手続き上は問題ないものと判断いたしました。

参考になりますが、平成7年に行った屋根の改修については、景観法の施行前であること。

また、改修部分が見付面積の2分の1を超えるものではなく、届出対象行為には該当いたしません。

次に、景観計画の色彩基準への適合ですが、先に説明した通り、破風・外壁については基準に適合しています。

屋根につきましては、以前は、自然素材の和瓦を使用していたため、景観計画の色彩基準に適合していたものの、平成7年頃に行った改修の際、スレート葺としたことから基準に適合していない状態となっております。

これらヒアリング及び現地確認のまとめとしまして、屋根の色彩については、景観計画の色彩基準に適合していない状態ではありますが、当該建築物が、国登録有形文化財という歴史的価値の高いものであること、過年度の改修に際しては、できる限り建築当時の色彩に近づけるよう行っていること、個人の負担において、積極的に建物の保全に努めており、音楽ホールなどで、ギャラリー展示やコンサートを開催するなど、25年に渡り、地域に開放していること。本市といたしましては、これらの事実に基づき、「良好な景観形成に資するものとして、市長が、市川市景観審議会の意見を聞いて、あらかじめ認めた場合」を準用し、景観計画の色彩基準に適合しているものとみなし、景観賞の選考対象とし

たいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○木下会長

はい、ありがとうございます。

それでは、今のご説明についてご意見ご質問ありませんでしょうか。

色彩のこともあるので永田委員どうでしょうか。

○永田委員

2ページ目の2段目の説明の屋根のところなのですが、改修の際、スレート葺として和瓦の色彩に近い塗装を行ったという説明がありますが、この和瓦はこんな色を指しているのかなということで、ちょっと今のこの赤というのは、和瓦の色とは似てもいない色になっているので、ちょっと疑問に思っております。

それから、下に和瓦の破片がありますが、いわゆるスペイン瓦に近いものだと思います。これは和瓦といったとしても、かなり彩度の面で、改修の際に赤に近い色を予想してしまったというふうなことで、これが妥当かということ、妥当ではないような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○街づくり計画課

はい。色につきましてマンセル値そのものは、1ページで今現状であるマンセル値の近似値を出して、確かに委員おっしゃる通り、全く一緒の色彩ではないことは承知しているところでございます。

ただ、実際に落ちている瓦の写真を撮っているものもありますが、ちょっと色が画面で伝わりづらいところもあるのですが、同じ瓦でも経年の中で色が非常に異なる、変わっているというのは、事実としてございます。昭和初期の建築物ということから、右側にある、イメージに近いものになってしまってるのかもしれませんが、建物本体が持っているこのゲストハウスとしてのイメージ、それがオーナーの意図として、当初の色に近付けたとして、今改修している色にされていると判断しております。以上でございます。

○木下会長

はい。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○永田委員

そうですね、色彩基準でいうと彩度が2.5未満、それに対してこのマンセル値表の中では、8という3倍に近い彩度、数字になっておりますので、皆さんどうお考えになるかなんですが、いかがでしょうか。

これは、この現在の色を認めた場合にどういう結果が出るのですかね。

○木下委員

それは審議にあるように、多少基準に合わなくても委員会が、先ほど説明あったように登録有形文化財であること、また25年いろいろ開放していただいた、歴史的価値、また当初の色が、今の基準に合わないというのは、西洋建築であり得ることでもあるので、そういうものを委員会が認めれば市長がそれを認めることができるという、状況に合わせて認めるということになるかと、そういう審議だと思います。

じゃあ志村委員の手が挙がってますので、お願いします。

○志村委員

はい、関連するところなんですけども、私もまずその改修以前の瓦というのが、和瓦という呼び方でいいのかどうか、ちょっと疑問に思っておりました。

それで、まず結論的には、非常にこの持ち主の方、しっかり活用されてコンサート等も行われているというような意味合いからですね、もともとゲストハウスとして建てられたと、そのゲストハウスに近いような、使われ方をされているということで、景観賞の対象選考の対象として、私はいいのではないかとというふうに結論としては思っています。

ただ、やはり焦点の屋根のところっていうのは、いろいろ確認というか、はっきりと把握しておかなければいけないのかなと思っております。

それで現況のスレート葺という表現も、スレートというと普通はスレートの石なわけです。そうではないですよ。ですので、現状の屋根が、どういう材料を使って、どういう塗装がされているのかを、もっと正確に教えていただければと思います。

○木下会長

これについてはいかがでしょうか。

○街づくり計画課

申し訳ございません。スレートについては所有者本人にヒアリングをしており、かつその調査の中で業者に市の方で確認もしておりますが、マンセル値や使った塗料など詳細については、確認できませんでした。スレートの素材についても、我々も目視の段階です。オーナーからその当時の建築主、工事の概要資料をお示しいただけていないため、目視でスレート葺というような、記載になっております。

以上でございます。

○木下会長

そうしましたらそれは調べられることでもありそうなので、もう少し素材や、また色も、屋根に上るのは難しいかもしれませんが、マンセル値等調べることは基準に合っていないにしても、やっぱり今がどうかっていうのは事実として、把握していく必要があると思えます。

説明責任が果たせるように、基準に合ってなくても、この建物の歴史的価値、また今まで使われてる持ち主の努力、公開していろいろイベントをやっているという功績も認めて、志村委員のおっしゃるように景観賞にも該当するというのを、この委員会で皆さん一致すればそういう対象になると思うのですね。

いかがでしょうか。事実は事実として、もう少し状況を把握していただければと思います。そういうことですよね。

○志村委員

はい。一応確認で、スレート葺がどうなっているかって、設計をしている人間であれば、多分地上から見上げてみれば、だいたいわかると思うので、例えば審議会の委員であれば、山田委員に現地に行ってみていただければ、分かるのではないかなと。

いわゆるスレート調の、屋根メーカーさんが作られているような屋根なのかなとは想像しているのですが、とにかく自然素材のところ、表でバツがつけられているので、スレートの石でないことは間違いないと思うんですけども、どういう素材材料を使っているのかっていうのはそんなに難しくはないと思います。

それと白黒の写真にありますちょうど屋根が合わさるところに、煙突みたいなものがついてますね。それが今回のこの改修工事なくなっているわけです。

そういったところも、確かにこの景観の基準ではそういう要素はないのですが、国の文

化財に登録されてるということもあって、景観賞の選考対象ということになりますので、正確なところをちゃんと把握をしておいていただければと思います。

以上です。

○木下会長

はい。では今のこともまた事務局の方で確認いただければと思います。

最初に建築当初の写真から見てこれは、煙突ですかね、ただ登録有形文化財になったときに、この煙突はもうなかったのですよね。昔は暖炉で暖房のために煙突をつけると、そういう生活様式があって、今は変わっている。

だから登録有形文化財の時になくなっていても、文化財になったのはそういう判断がされたということの上に乗っかってもいいと思いますけどね。

○街づくり計画課

スレートの素材についてはご意見踏まえて、もう一度確認等々していきたいと思っております。場合によっては山田委員のご協力をいただければ幸いです。

もう1点、今屋根の煙突についてのお話がありましたが、会長のおっしゃる通り、登録時の文化庁のデータベースの写真に出ている段階で、もう煙突の形はない状況になっております。

以上でございます。

○木下会長

ではよろしいでしょうか。諮問されたことで、この審議会が、多少色彩の屋根が基準に合致してなくても先ほど、景観計画において、「良好な景観形成に資するものとして市長が市川市景観審議会の意見を聞いてあらかじめ認めた場合と」いうことに準拠する。

ということではよろしいでしょうか。

永田委員何かありますか。

○永田委員

こういうふうな文化財的な建築物に対して景観賞の対象とするかどうかという問題は、ある基準を考えた方がいいと思います。

例えば朱塗りの寺院建築などは昔からの物がたくさんあるわけで、こういうものを全て景観賞の対象に考えていくのかどうか。これはまた別の価値じゃないかと思っておりますので、今回はこのままにしておいて、景観賞も候補として検討するのは、避けたほうがいいような気がいたしますけどね。こういう文化財に対しては。

○木下会長

ということは、永田委員は、今の決に反対ということですか。

○永田委員

そうですね。この今の結論が景観賞の候補として、取り上げるかどうかということだとすれば、文化財、特に古い文化財を取り上げる必要はないのではないかという意見です。

○街づくり計画課

今回の当該建築物については、そもそも所有者から応募があったというのが経緯としてございます。今おっしゃられた文化財と景観賞の関係についてですが、市川市内の国の有形登録文化財は17件ありまして、景観賞との重複等というのを見ますと、1件だけです。

が、行徳の加藤邸、第2回の景観賞受賞の建物が、国の有形登録文化財となっております。

ですのでそこについては永田委員のご意見もありますけれども、事務局としては諮問内容通り、景観賞の参考対象としたいということを改めてお願いしたいということです。

以上でございます。

○木下会長

重複は別に問題ないということでありまして、そういう例からもですね。

やはり所有者の人がこういうふうに応募してくるという意思、そして長年こうやって取り組んでこられた、そして景観賞に関心を持って応募してくるというのは、私は景観賞の応募が少なくなってしまうたり、景観に対する意識、広がりの上で大事なことかなと思います。

例えば永田委員が言ういろんな神社とか寺院、そういう文化財もあるけれど、個人所有のこういった建物で、それをまた地域に開いて、しかも修復をしたりしながら、継続するってというのは、並大抵の努力じゃないと思います。

実はこの背景に写っているのも、4年前に購入した築164年になる建物で、もう大変です。本当に持ってからよくわかりますが、もういろんなところを修復しながらですね、今度3期目の工事に入るのでありますが、お金も出ていくし、全体は維持管理も大変だし、しかもそれを開いてやる、そういう営みも含めて、それは景観に貢献する行為じゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○永田委員

皆さんのご意見がそれであれば、特に反対はいたしませんけどね。

○後藤委員

私も景観賞の候補、選考対象ということでよろしいんじゃないかなと思って、皆さんのご議論を聞かせていただきました。

今、西洋館クラブのホームページを見ていたんですけども、赤い洋館っていう日本経済新聞の記事が載っていて、屋根の赤っていうのはどんな赤なのかちょっと想像がつかないというか、もし近所の人とかで何か写真を持った人とか、いないのかなあということがちょっと気になっています。

これだけシンボリックな建物なので、どなたかその当初の頃の色彩の写真を持っていれば、今後の改修のときにも、役立つんじゃないかなと思ってお話を聞いていました。

屋根の赤っていうのが結構特徴的だったけれども、この所有者の方がいろいろ考えた結果この色になってしまったっていうことなので、色彩って難しいなというふうに思っていました。

もうちょっと彩度とか明度とかが押さえられた国立の駅舎ぐらいの赤だったのかなと、そこが印象的な洋館だったのかなと個人的には想像しました。

最後はコメントです。以上です。

○木下会長

よろしいでしょうか。

○街づくり計画課

所有者本人にも聞いているんですけども、ご意見の通り、地域のシンボリックなところもあると思っておりますので、オーナーを通じて周辺の方で持ってらっしゃる方っていうのもお声掛けできれば、そういうような確認はしていきたいと思っております。

以上です。

○木下会長

他は異議がなければ、この諮問された原案のように、「市長が審議会の意見を聞いて認める」という対象にしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(委員同意)

○木下会長

ではお認めいただいたことにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは審議事項は終わりました、報告事項の3番目ですね。

これは市川市斎場再整備事業についてということで、説明をお願いします。

○新斎場建設担当室

新斎場建設担当室長の達と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは報告第1号、市川市斎場再整備についてご説明いたします。

本日は令和2年3月に策定いたしました基本方針についてご報告させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

計画地は、本市の北東部に位置する赤線で囲まれた場所になっております。計画地の北側及び東側は市川市霊園、南側は民間の霊園、西側は市川市道を挟んで遊戯施設になっております。

次に再整備の必要性についてです。

本市が運営する既存の斎場は、昭和55年に供用開始され、40年が経過しております。施設は、機能の保全のため適宜修繕を行っておりますが、老朽化が進んでおり、バリアフリーへの対応や大規模な災害への備えなどが課題になっております。

また、本市でも高齢化に伴う死亡者数が急速に増加することが見込まれており、火葬需要の増加や近年の葬祭ニーズへの対応が求められています。

そこで、本市では令和7年度の一部供用開始に向けて現在の敷地の区域を拡大して火葬機能の強化を図るとともに、それに対応した施設の規模、駐車場、緑地などを再整備する検討を進めております。

次に斎場再整備基本方針のコンセプトについてです。

基本方針は施設の特長や本敷地の環境などを踏まえ、5つのコンセプトから構成されております。水と緑に囲まれた都市の中の静かな空間の創造、心穏やかに故人を送るための空間の創造、誰もが、落ち着いて利用できる施設づくり、環境へ配慮した施設づくり、災害時にも稼働可能な施設づくり、となっております。

次に計画概要についてです。

計画地の場所は、市川市大野町4丁目2615番外、敷地面積は19,780平方メートル、用途地域は市街化調整区域となります。

市川市景観計画におけるゾーン区分は、緑地・農地と住宅地ゾーン、色彩基準は、市街化調整区域における色彩となっております。

予定建築物は、斎場（火葬・待合棟、式場棟）、最高高さは、火葬棟で約15mとなります。

次に配置計画についてです。

左側が既存の配置図になっており、北側に火葬棟、その南側に待合棟、更に南側に式場棟がございます。また、現在の都市計画決定エリアが水色の線、建替えに伴って都市計画

決定に追加するエリアが黄色の線になります。右側の配置図は、基本方針で参考として作成したものになります。

基本方針では、現在の斎場を稼働しながら、現在の敷地内での建替えの可能性や事業手法などを中心に検討してまいりました。具体的な建物の配置などの土地利用計画や必要諸室及び諸室規模などは、現在策定中の基本計画で検討しております。

次に、現在予定している今後のスケジュールになります。

現在策定中の基本計画は、令和3年10月末が工期になっており、令和4年2月から令和5年3月の期間で基本設計・実施設計、令和5年4月から工事に着手し、令和7年度に一部施設の供用開始を予定しております。

資料2ページをご覧ください。斎場周辺の状況写真になります。主な状況をご説明すると、写真1は、斎場南東の入口を見たもので、進入のみの一方通行になっています。写真4, 6は西門、北門の出口となりますが、現在北西部の北門は使用されておられません。写真2, 3は、東側の斜面緑地になっております。また、写真1 2, 1 3は敷地内を南北に流れる水路になっております。

資料3ページをご覧ください。基本方針の配置図をもとにした鳥瞰図となります。

建物の配置や色彩については、基本計画や基本設計・実施設計で検討してまいりますので、今回は参考のものとなります。なお、これらの内容を含め、改めて基本設計・実施設計の策定中に議案としてご審議いただく予定となっております。

説明は以上になります。

○木下会長

はい、ありがとうございます。

今はイメージ的なもので、まだ固まってないということで報告のようですが、今の段階で、全体のことを検討していくこともあるので、何なりとご意見、ご質問、寄せていただければと思います。

いかがでしょうか。飯島委員、お願いします。

○飯島委員

まだ基本設計ができていないところで、今だから言えるかと思ひまして、お伝えしたいのですが、今の計画でいきますと、火葬棟、待合棟と、そして式場、この式場が離れているんですが、現在も市川市の斎場というのは、それぞれが離れた場所になっていて、近年建て替えられている他の公営の式場斎場を見ても、ほとんどが一体化しているんですね。というのは、やはり雨に当たらないで、中で移動できるということを考えますと、市川市の斎場というのは、もともとが外でなきゃいけないということで、とても使い勝手が悪いというのが、お寺なものですから、実感しているところです。せっかく新しく作るのであれば、やはり式場から火葬棟そして待合室も含めて屋根がある。これから雨もすごく多い、気候変動が激しいところですから、そういうところも考えまして、整備された方がよろしいんじゃないかなと思います。以上です。

○新斎場建設担当室

委員のご意見につきましてはまさにおっしゃる通りで、基本計画を策定するにあたって、市内の葬祭業者さんへのヒアリングですとか、あと現場の声を聞いた中で、やはり火葬棟と式場が離れているので、ご高齢の方が移動するのも大変だというお話を伺っています。まして雨とか、天気の良い日は、非常に困難だということをお伺いしておりますので、現在基本計画の中で、皆さんが使いやすい、動線として使いやすいものもしっかり検討しているところでございます。

もちろん今日いただいたご意見もごもっともな話だと思いますので、また我々の方でも

重々認識して、検討して参ります。

○木下会長

その他いかがでしょうか。志村委員、お願いします。

○志村委員

コンセプトの一つ目で、「水と緑に囲まれた都市の中の静寂な空間」というふうにあるんですけども。今、既存の写真を見ると、この敷地の中、南北に抜ける水路が非常に、水と緑で綺麗だと思うんですけども、まさにこのコンセプトの二つ目にあります「心穏やかに故人を送るための空間」になっているかと思うのですが、計画案だと水路が、なんで三分の一位ぐらいですかね短くなってしまって、かつその水路のその下流の方の上に建物が建つので、この水路はどうなってしまうのかなということも思うんですけども。

このコンセプトからいくと、この水路はこのまま残すというのが普通ではないかと思うのですが、どのように考えられているのでしょうか。。

○新斎場建設担当室

委員のおっしゃる通り、我々もこの水路につきましては、非常に重要なものと考えております。この資料の水路ですが、過去に遡りますと、40年前に建て替えをした時に、人工的に埋設した水路になっております。ただ、写真でも綺麗にこの式場にマッチしておりますし、蛍の餌になるような巻貝も生息しているという状況もあるようなので、極力水路を活用して計画を立てたいと思っております。

今、基本計画を策定している中で、当初の基本方針による南側の設置案もありますが、西側に設置する案であったり、東側に設置する案であったり、北側に設置する案、いろいろ比較検討しまして、その中で最善の方法を選択したいと思っております。以上です。

○木下会長

ちょっと今の件で気がついて、この地形の状態が、方向性がその水が流れているとか水がしみ出してくるかわかりませんが、もともと谷津田地形の中にこういった水路が溜まっていく。右側が風致地区になって、こういう斜面緑地が豊か、開発で変化しているところであるんだけど、左側の方には、市川市動植物園もあったり、しかし一方にゴルフ場も上にあたりとか、全体でこの地区の景観的にどう誘導していくのがいいのかは、事務局サイドでももう少し広いスケールで斎場の位置付けをして欲しいです。やっぱり水と緑というからには景観計画的に、特に自然など、SDGsでも陸の豊かさとか生物生息が重要になっているので、やっぱりそのあたり、もう少し間に入りながら、流動的な今の段階だからこそ、介入して持っていくってことは、大事じゃないかなと思うのですが、その点どうでしょうか。

○街づくり計画課

街づくり計画課長でございます。今のご意見踏まえまして、今後の検討の中で、調整しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○木下会長

はい。後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございます。もしかして説明があったかもしれませんが、これは設計の発注はどうなってますでしょうか、もう決まってるのでしょうか。

○新斎場建設担当室

基本計画については先ほどお話した通り、業務委託を進めておりました、この基本計画ができ上がって、そのあと、具体的な基本設計・実施設計に入っていくというところですので、まだ、業者さんですとか、そういったものものは一切決まってないです。

○後藤委員

建築の計画もまだ決まってないということですか。具体の設計も。

○新斎場建設担当室

その通りです。

○後藤委員

どのような方式で、設計者を選定されるお考えでしょうか。

○新斎場建設担当室

正直なところまだそれも決定している事項は何一つありませんが、一般的に考えると市川市の場合、一般競争で発注するというのが原則になっております。以上です。

○後藤委員

このコンセプトなどは、大変すばらしいと思うので、ぜひそういう空間になったらいいと思いますね。さっきの水とか緑、水路の話もそうですし、そう考えると、入札よりもプロポーザルとか、いろいろ例を見てると、結構すぐれたデザインの火葬場も最近多いようなので、設計の質で選んだ方がよろしいかと思います。特にこういう場所は、最後の尊い場所なので、そのように思います。

○新斎場建設担当室

ご意見ありがとうございます。
内部でもまた検討させていただきます。

○木下会長

よろしいでしょうか。
はい志村委員、お願いします。

○志村委員

先ほどの私のご発言の後半の質問に対するお答えをいただけてないのですが、この水路の下流がああいう上に建物が建ってしまうので、この水はどうなっちゃうのですかということですか。

○新斎場建設担当室

我々も基本方針の配置プランでは、建物の下に水路を通すことできないというのは十分認識しておりますので、もし、この南側のプランでいく場合につきましては、水路を迂回させるなり、そういった手法で流末にまた接続するようなことを考えております。以上です。

○志村委員

多分そうだったんですけども、おそらくこの水路をこのまま南に下げてきて、そ

れで急に水路を上げるっていうのは、水の処理としては、かなり難しいと思います。

おそらく上流のバラ園の方からずっと流れてきている水だと思うのですが、変なことをするとオーバーフローするのだと思います。それでポンプで排水するというようなことを考えると、蛍の巻貝が生息しているとかそういう自然環境が壊れることになってしまうと思います。

先ほど自然の川ではないというお話がありましたけども、おそらく、設計者として設計のやっぱり見せどころだったと思うのですが、現状のこの施設を設計した人はここにこの水路を通したっていうのを、空間デザインとして非常に重要視したのだと思います。

なかなかうまいと思います。こういう葬祭場って無いのじゃないのかなというふうに思います。

ですので、そういう水の処理のうまくないとか、今ある自然環境の生態系を壊してしまうというようなことを考えると、今の南側に火葬・待合棟を持ってくるのは、もうはっきり言ってしまうとやめた方がいいと思います。

○木下会長

山崎委員、手が挙がっています。お願いします。

○山崎委員

このような配置になっているのは、斎場を使いながら転換していかなきゃいけないので多分このような基本計画になっているのですよね。

結局、北側にある火葬場を使いながら、作りたいとなるとどうしても南側になる。ということによってこういう形になっているのですよね。その確認だけですいません。

○新斎場建設担当室

おっしゃる通りで、火葬炉の稼働をしながらというところで、詳細に詰めたものではないのですが、一つの案として整理されたものになっておりますので、火葬が止められないということを経済のもとに、案として作った配置になっております。

○木下会長

斎場というのは、人生を閉じられた方のいろんな親族や集まる人も含めた気持ちを考えれば、まさにこのコンセプトの通りなのですけれど、先ほど志村委員の水路のことも含めて、そのコンセプトを具現化した基本方針になっているかということですね。

また全体が風致地区にあるということから全体計画、私の方から指摘した景観的に誘導する。これからの斎場や周辺にある霊園もやっぱり来た人が安らぎを感じられる空間にしないとイケない。

また、飯島委員から建物の一体というのも、もう少し検討の余地があるんじゃないかと思えます。

それから、こういったコンセプトの具現化には、後藤委員から出たプロポーザル方式とか、ヨーロッパでは斎場などはみんなコンペの対象になったり、いろんな知恵を集めていいデザインに持っていく。

そういうことは従来の入札制度でできるかといったら疑問であるし、日本学術会議でも仙田満先生などを中心に、日本のデザインのそういった入札制度の問題も指摘しているので、このような公的施設、しかも施設の性格からも、今日の議論からもやっぱりソリューション、解決の仕方というのは、いろんな知恵を集めるコンペやプロポーザル方式が妥当かと思うので、そういうことも含めて、まだ余地があるなら事務局から担当のセクションに上手く庁内横断的にプロデュースをするように図ってもらえたらと思います。

今の段階だからできることで決まってからでは遅いので、今だからこそぜひ、またコロ

ナ禍で先ほどの野球場のように予算が減ったりすることもあるので、時間や労力をかけるだけの、かけても良い価値がある重要な施設だと思しますので、調整能力を期待したいと思えます。

よろしいでしょうか。飯島委員また手が挙がっています。

○飯島委員

今だから付け加えさせていただければ、ありがたいんですが、使う側からよく私たち行く側からすると、霊柩車が、雨に濡れないって大事なんですよね。屋根があるっていうのは、そこを検討した方がいいと思えます。

○木下会長

なるほど。そういう専門の側からの意見ですね。

○飯島委員

今新しく良いところが結構ありまして、東京だったら四ツ木、千葉県だったら、しおかぜホール茜浜とか、結構新しくいいところがありますので参考にされればと思えます。以上です。

○新斎場建設担当室

ご意見ありがとうございました。

実は委員からございました通り、茜浜に先日行ってまいりました。非常に参考になりました。ありがとうございます。

○木下会長

はいそれではですね、この案件まだ審議前ですが、特に公共施設は審議前から今日のように検討することが大事で、いつも決まってからで手遅れとか、どうしようもできないと。

だけど景観政策を進めるためには、公共施設が模範を示さなきゃいけないので、やはり市川は景観頑張っているとか、こういう段階が踏ん張りどころだと思います。事務局と合わせて、担当セクションも斎場を他に負けないような新しいものをつくり出してもらるように、努力してもらえたらと思えます。

また事務局をお願いしたいのが、毎回言っておりますが、こうした公共施設のチェックのプロセスのあり方をもう少し、契約また業者が決まってからとかということではなく、こういうふうに段階数を踏んで進むような、何段階かこういったステージを踏む指針なりプロセスを公共施設の場合は作っていく必要があるかと思えます。

今日は時間がなくなりましたが、そういったたたき台を事務局から出していただいて、公共施設の景観チェックとしてのこの審議会の役割やコミットの方法を検討できたらと思えますので事務局でたたき台を考えておいていただければと思えます。

それを生かしてこの報告への意見、出していただいた議題の3番目を終わりたいと思えます。

その他、何かありますでしょうか。

○事務局

それでは木下会長をお願いなのですが、本日の議事録署名人のご指名についてお願いできますでしょうか。

○木下会長

永田委員お願いしてよろしいですか。

○永田委員
結構です。

○木下会長
それでは、以上を持ちまして令和3年度第1回景観審議会を終了いたします。